

涌谷町学校給食センター給食用物資購入要領

(趣旨)

- 1 この要領は、涌谷町学校給食センター（以下「給食センター」という。）が学校給食用賄材料物品（以下「給食用物資」という。）の購入に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(物資の購入)

- 2 パン、米飯及び牛乳を除く給食用物資を購入しようとするときは、給食センターに登録された指定業者（以下「納入業者」という。）より入札又は見積り合わせにより購入するものとする。ただし、学校給食センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(納入業者の登録申込申請及び登録)

- 3 納入業者の登録を受けようとする者は、毎年度所長の指定する期間に次に定める書類を添えて所長に提出しなければならない。なお、申請期限締切後も随時、登録申請を受付けるものとする。

- ① 登録申込申請書
- ② 納税証明書（下記の税項目で該当するものについて、直近の、未納でない証明を受けてください。）
 - 本社（法人でない場合は代表者）の住所地が涌谷町以外にある場合
 - ・国税…（その3の3）「法人税」及び「消費税及地方消費税」
 - ・県税… 全ての県税（地方法人特別税を含む）（一般用）
 - ・市町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税）
 - 本社（法人でない場合は代表者）の住所地が涌谷町内にある場合
 - ・町税…町県民税・特別徴収、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ③ 許可又は認可を要する営業にあつては当該許可等をうけていることを証する書類の写
- ④ 所管保健所発行の食品衛生監視票の写
- ⑤ 従業員の検便検査成績表
- ⑥ その他所長が特に必要と認める書類

- 4 所長は、登録申込申請書を受理したときは、納入業者としての適格性を審査し、適格と認めるときは、「涌谷町学校給食センター指定納入業者」として指定するものとする。

(物資の入札及び見積り合わせ)

- 5 納入業者は、当該年度に限り給食用物資の入札及び見積り合わせに参加することができるものとする。ただし、納入業者は入札及び見積り合わせの際次の書類等を提出しなければならない。

- ① 見積りをする食品の成分分析表の写（生肉、生魚、野菜、果実を除く、「食品規格書」に記入のみのもの）
- ② 指定物資の見本品（提出依頼のある場合）
- ③ その他所長がとくに必要と認める書類

(契約)

- 6 給食物資の単価契約は、前期（４月～９月）・後期（１０月～３月）契約、月間契約の二通りとし、入札及び見積り合わせにより落札者が決定したときは、ただちにその旨を落札者に通知し、給食用物資の単価契約を締結するものとする。ただし、物資の入札及び見積り合わせにより発注した時は、給食用物資単価契約を締結し通知したものとみなす。

前・後期契約物資・・・味噌、醤油、調味料類、こんにゃく、豆腐類、その他
月間契約物資・・・・・・肉類、魚類、野菜、果実類、その他

野菜、果実類の落札は、地産地消及び食の安全を推進するため、見積書の提出期限内に提出が行われた業者の中から、次の順により納入業者を決定する。ただし、給食の献立や給食費の残額状況により、この決定内容によらずして発注することもある。

第１順位 町内産の給食物資の価格を提示した者（当該者が２者以上いる場合においては、最低価格を提示した者）

第２順位 町内産の給食物資を提示した者がいない場合において、県内産の給食物資の価格を提示した者（当該者が２者以上いる場合においては、最低価格を提示した者）

第３順位 第１、第２順位に該当する者がいない場合において、最低価格を提示した者

一般物資*及び肉類の落札は、見積書の提出期限内に提出が行われた業者の中から、産地の指定がない場合において、原則、最低価格を提示した者とする。ただし、衛生管理の状況や、食味等により、この決定内容によらずして発注することもある。

※一般物資とは、野菜、果物類及び肉類以外の物資のことを言う。

(発注及び納品)

- 7 給食用物資は、月末に発注するものとする。
- 8 給食用物資は、見本と同じか又は見本と同等以上のものを納入しなければならない。
- 9 給食用物資の納入日及び納入時間は次に定めるとおりとする。ただし、給食センターが別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。
- ① 前日納品・・・野菜・果実類（午後２時～午後３時まで）
 - ② 当日納品・・・肉類・魚類・もやし・きのこ・大豆製品（午前７時３０分～８時３０分）
 - ③ 前週納品・・・缶詰類・添加物・調味料等（午後２時～午後３時まで）

(発注取り消し変更等)

- 10 すでに発注済の物資について、取り消し、変更等があるとき又は納入業者において納入不能となったときは、納入予定日の３日前までに連絡をするものとする。ただし、不慮の事故等の場合は早急に連絡するものとする。

(検収)

- 1 1 納入された物資は、発注書、納品書により検収をしなければならない。検収は、単に量目の検収にとどまらず、鮮度、大小、汚染度などについても検査をすることとし、計量不足又は不良品、不適合であったときは、適格品に取替え不足量の納入を求めるものとする。

(納入代金の請求及び支払い)

- 1 2 納入業者は、納入した給食用物資の代金を翌月 5 日までに請求するものとし、所長は請求された代金を請求書受理日から 1 5 日以内の木曜日に支払うものとする。
- 1 3 この要領に定めのないものは、涌谷町財務規則によるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。